

参議院議員通常選挙

投票日未定



ID: 8475

今年は参議院議員の半数が7月28日に任期満了を迎えることから、参議院議員通常選挙が執行される予定です。

今月は、投票方法や期日前投票についてお知らせします。投票日などは、決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

※5月19日時点での情報を基に作成しています。

問合先 選挙管理委員会 ☎ 35-4870

投票方法など

投票所に持参するもの

投票日当日	期日前投票
● 入場券	● 入場券
	● 宣誓書

入場券を持参することで、スムーズに受け付けができます。

投票所入場券

公示日まで届くように郵送します。投票所に来る際に本人が持参してください。

入場券が届いたら

- ① 貼り合わせ式のはがきになっているので、ゆっくり剥がす
- ② 世帯4人分までの投票所入場券が印刷されているので、本人の分を切り離す

期日前投票をする場合は

入場券と貼り合わせてある「宣誓書」も切り離して記入してください。入場券に添付の宣誓書は2人分です。不足する場合は、期日前投票所に備え付け、または市ホームページからダウンロードした宣誓書に記入してください。

③ 投票所に持参する

入場券が届かないときは

入場券は投票用紙引換券ではありません。選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますので、入場券を紛失した場合や郵便事情で届かなかった場合は、投票所の係員に申し出てください。その際、運転免許証などがあるとスムーズに選挙人名簿の確認ができます。

投票の方法

はじめに「選挙区」の投票を行います。次に「比例代表」の投票を行います。

選挙区

候補者の氏名をはっきりと書いてください。投票用紙は「クリーム色」です。

比例代表

名簿登載者の氏名または名簿届出政党などの名称もしくは略称をはっきりと書いてください。投票用紙は「白色」です。

※ひらがなやカタカナでの記入も可能ですが、余計なことを書くこと、無効投票になります。

投票用紙の色

選挙区
クリーム色

比例代表
白色

【病院・施設で投票】
不在者投票施設に指定された病院・施設に入院・入所の方は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは、病院・施設にお問い合わせください。

【仕事先・旅行先で投票】

仕事や旅行で市外に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会でする投票ができます。

次のいずれかの方法で、岩見沢市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

- 直接または郵送で請求
 - マイナポータルを利用して請求
- 滞在先に投票用紙などを郵送しますので、滞在先の選挙管理委員会へ投票をしてください。



マイナポータル
のページ

期日前投票を活用しましょう！

投票日当日の投票所の混雑を避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。期日前投票は、次の投票所で住所に関係なく投票できます。

期日前投票所	所在地	期間	時間
市役所 (1階 多目的スペース)	鳩が丘 1	公示日の翌日～投票日前日	午前8時30分～午後8時
北村支所 (1階 会議室1)	北村赤川 593	投票日の前週の土曜日～投票日前日	午前9時～午後5時30分
栗沢支所 (2階 会議室)	栗沢町東本町 21		
幌向出張所 (ほっとかんロビー)	幌向南 1		
教育研究所 (小会議室)	緑が丘 2 (北海道教育大学岩見沢校構内)		
有明交流プラザ (2階 市民ギャラリー)	有明町南 1		午前9時～午後8時

※バスの中で投票ができる「移動期日前投票所」も開設する予定です。

ポイント

早めに投票を済ませる！

どの期日前投票所も、投票日が近づくほど混雑する傾向にあります。特に前日は最も混雑し、並ぶことが予想されます。

参議院議員通常選挙は、他の選挙と比べると期日前投票の期間が長くなります。混雑を避けるために、早めに期日前投票を済ませましょう。

宣誓書はあらかじめ記入する！

期日前投票をするには「宣誓書」の提出が必要です。あらかじめ、入場券に付いている宣誓書に氏名、生年月日、現住所を記入して持参するとスムーズに受け付けができます。



過去の投票日当日の投票状況を見ると、午前9時から午後1時が混雑する傾向にあるよ。時間に余裕のある人は、できるだけ混雑しない時間帯に投票に行こう！



投票日や期日前投票所の開設期間などは広報いわみざわ7月号でお知らせします

郵送等で不在者投票できる要件

身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1・3級
	免疫、肝臓	1～3級
代理記載制度	上記に加えて、上肢または視覚	1級
介護保険	要介護状態区分	要介護5

【郵便等で投票】
一定の要件に該当する方は、郵便等で不在者投票ができます。なお、事前の登録が必要です。登録方法や投票用紙の請求など、詳しくは、市ホームページを確認するか、お問い合わせください。

【不在者投票】

【代理・点字投票】
体が不自由など、文字を書くことができない方は申し出てください。補助者2人が立ち会い、あなたに代わって投票します。目が不自由な方には、点字器を用意しています。